

無人航空機を活用した活動等の連携に関する協定書

東浦町（以下「甲」という。）と株式会社D S A（以下「乙」という。）は、無人航空機（以下「ドローン」という。）を活用した活動等への連携・協力に関して、住民サービスの向上及び地域や経済の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の緊密な相互連携と資源の有効活用により、ドローンを活用した活動等に係る地域ニーズに迅速かつ的確に対応し、もって住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）防災・災害対策に関すること。
- （2）東浦町職員のドローン教育に関すること。
- （3）地域及び産業の振興、シティプロモーションに関すること。
- （4）本協定に基づく取組みの周知に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、住民サービスの向上・地域社会の活性化に資するものであって、双方が必要と認めること。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を具体的かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、第2条に掲げる事項について、協力要請書（様式第1号）により乙に対し協力要請を行うものとし、乙は可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、前条の要請を受けて協力する乙の構成員の安全確保に対し、十分に配慮するものとする。

- 2 乙は、前条による甲の要請に基づき行う活動（以下「協力活動」という。）を実施するにあたり、自身の負傷、及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

（活動報告）

第6条 乙は、協力活動を完了した時は、速やかにその実施した支援内容を甲に書面で報告するものとする。

(所有権及び著作権の帰属)

第7条 協力活動による成果品(映像・画像等)の所有権、著作権は甲に帰属するものとする。

2 乙は、前項の成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他の手段により公開してはならない。

(費用の負担)

第8条 協力活動に対する費用負担等については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(損害の負担)

第9条 協力活動の実施にともない、第三者及び甲の所有する施設に損害を及ぼした場合、並びに使用する機体等に損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害について乙が負担するものとする。

ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者及び甲の所有する施設に損害を及ぼした場合、並びに使用する機体等に損害が生じた場合の負担は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(技術の維持向上)

第10条 乙は、ドローンの運用方法等をマニュアルに定めるとともに、乙の構成員のドローン活用技術の維持向上に努めるものとする。

(法令の順守)

第11条 乙は、協力活動を実施するにあたり、航空法(昭和27年法律第231号)その他関連する法令を順守しなければならない。

(守秘義務)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく連携に当たり知り得た事項については、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の変更)

第13条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面により解約の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

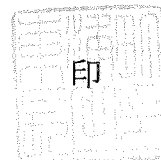
第15条 この協定に定めのない事項又は定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を所有する。

令和 6 年 12 月 6 日

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
東浦町
東浦町長

日高 輝夫



乙 愛知県小牧市古雅 4 丁目 15 番 5
株式会社 D S A
代表取締役

藤原 天嗣

